

2021 年 6 月 14 日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号

株式会社ココカラファイン

代表取締役 塚本 厚志

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

当社は、株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日として、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といい、本株式交換に係る株式交換契約を、以下「本株式交換契約」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号）

別紙 2 をご参照ください。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

別紙 3 をご参照ください。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 4 をご参照ください。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 株式会社マツモトキョシグループの新設分割

マツモトキョシホールディングスは、2021年4月28日付で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキョシホールディングスを分割会社として、株式会社マツモトキョシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキョシグループを設立する新設分割に係る新設分割計画を作成いたしました。

(ii) MKCF 分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）との吸収分割

マツモトキョシホールディングスは、2021年4月28日付で、シナジー創出会社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキョシホールディングスを分割会社、シナジー創出会社を承継会社として、マツモトキョシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(iii) 当社との吸収分割

マツモトキョシホールディングスは、2021年4月28日付で、当社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、当社を分割会社、マツモトキョシホールディングスを承継会社とし、当社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(iv) 当社の完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）との吸収分割

マツモトキョシホールディングスは、2021年4月28日付で、ココカラファインヘルスケアとの間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキョシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(2) 株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(i) マツモトキョシホールディングスとの吸収分割

当社は、2021年4月28日付で、マツモトキョシホールディングスとの間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とす

る、当社を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、当社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(ii) シナジー創出会社との吸収分割

当社は、2021 年 4 月 28 日付で、シナジー創出会社との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、当社を分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、当社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(iii) ココカラファインヘルスケアとマツモトキヨシホールディングスとの吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021 年 4 月 28 日付で、マツモトキヨシホールディングスとの間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(iv) ココカラファインヘルスケアとシナジー創出会社との吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021 年 4 月 28 日付で、シナジー創出会社との間で、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ココカラファイン（以下「**C 社**」という。）及び株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「**M 社**」という。）は、2021 年 2 月 26 日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

C 社及び M 社は、本契約の規定に従い、M 社を C 社の株式交換完全親会社とし、C 社を M 社の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、M 社は、本株式交換により、C 社の発行済株式（M 社が有する C 社の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

C 社及び M 社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) M 社（株式交換完全親会社）

商号：株式会社マツモトキヨシホールディングス（2021 年 10 月 1 日付で株式会社マツキヨココカラ & カンパニーに変更予定）

住所：千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1

(2) C 社（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ココカラファイン

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. M 社は、本株式交換に際して、本株式交換により M 社が C 社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における C 社の株主（第 8 条に基づく C 社の自己株式の消却後の株主をいうものとし、M 社を除く。以下本条において同じ。）に対して、C 社の普通株式に代わり、その有する C 社の普通株式の数の合計に 1.70（当該比率を以下「**本株式交換比率**」という。）を乗じて得た数の M 社の普通株式を交付する。
2. M 社は、本株式交換に際して、C 社の株主に対して、その有する C 社の普通株式 1 株につき、M 社の普通株式 1.70 株の割合をもって、M 社の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い M 社が C 社の株主に対して割り当てるべき M 社の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、M 社は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（M社の資本金及び準備金の額）

- (1) 本株式交換により増加すべき M 社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

資本金の額 0 円

- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の規定に従って別途 M 社が定める額

- (3) 利益準備金の額 0 円

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2021 年 10 月 1 日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C 社及び M 社は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. C 社は、2021 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会（以下「**C 社定時株主総会**」という。）において、本契約の承認を求める。
2. M 社は、2021 年 6 月 29 日に開催予定の定時株主総会（以下「**M 社定時株主総会**」という。）において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C 社及び M 社は協議し合意の上、C 社定時株主総会及び M 社定時株主総会の開催日を変更し、又は本契約の承認を得るために臨時株主総会を開催することができる。

第7条（事業の運営等）

1. C 社及び M 社は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. C 社及び M 社は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者と協議を行うものとし、当該協議に際し、当該行為に係る合理的な説明資料を合理的な時期に提供するものとする。

第8条（自己株式の消却）

C 社は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第 9 条（本株式交換の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、C 社及び M 社は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、(i) C 社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii) M 社の株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii) 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、並びに(iv)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第 11 条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、C 社及び M 社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 2 月 26 日

C 社： 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号
株式会社ココカラファイン
代表取締役社長 塚本 厚志



本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 2 月 26 日

M 社： 千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1
株式会社マツモトキヨシホールディングス
代表取締役社長 松本 清雄



別紙２ 交換対価の相当性に関する事項

1. 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当 社 (株式交換完全子会 社)	マツモトキヨシ ホールディングス (株式交換完全親会 社)
本株式交換に係る割当比率	1.70	1
本株式交換により交付する株式数	マツモトキヨシホールディングスの普通株式 ： 40,795,416株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、マツモトキヨシホールディングスの普通株式1.70株を割当交付します。ただし、マツモトキヨシホールディングスが保有する当社の普通株式（6,006,908株（2020年12月31日時点））については割当交付しません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

マツモトキヨシホールディングスの普通株式 40,795,416株（予定）

上記の普通株式数は、2020年12月31日時点における当社の普通株式の発行済株式総数（31,412,085株）および自己株式数（1,407,873株）に基づいて算出しております。マツモトキヨシホールディングスは、本株式交換に際して、マツモトキヨシホールディングスが当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主に対して、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した数のマツモトキヨシホールディングスの普通株式を割当て交付する予定です。また、交付する株式についてはマツモトキヨシホールディングスが保有する自己株式の充当や新株式の発行等により対応する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時をもって消却する予定であり、当社が基準時までに保有することとなる自己株式数等により、マツモトキヨシホールディングスの交付する普通株式数は変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、マツモトキヨシホールディングスの単元未満株式を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。マツモトキヨシホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主は、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度を利用することができます。

① 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、マツモトキヨシホールディングスに対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

② 単元未満株式の買増制度（1単元への買増し）

会社法第194条第1項および定款の規定に基づき、マツモトキヨシホールディングスが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保

有する単元未満株式の数と併せて1単元株式数(100株)となる数の株式をマツモトキヨシホールディングスから買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、マツモトキヨシホールディングスの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主に対しては、会社法第234条その他関連法令の定めに基づき、マツモトキヨシホールディングスが1株に満たない端数部分に応じた金額を支払います。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠および理由

当社およびマツモトキヨシホールディングスは、上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたり、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を、マツモトキヨシホールディングスは、大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記3.(1)①「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果および助言、下記3.(1)②「独立した法律事務所からの助言」に記載の野村総合法律事務所からの法的助言、ならびに同社およびそのアドバイザーがマツモトキヨシホールディングスに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向などを勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、当社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

マツモトキヨシホールディングスは、下記3.(1)①「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である大和証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果および助言、下記3.(1)②「独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、ならびに同社およびそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果などを踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向などを勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率が妥当であり、マツモトキヨシホールディングスの株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果および法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果などを踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向などの要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率1.70が妥当であり、両社の株主の利益に資するものとの判断に至り、2021年2月26日に開催された両社の取締役会において本経営統合契約および本株式交換契約の締結について決議の上、本経営統合契約および本株式交換契約を締結いたしました。

② 算定に関する事項

ア 算定機関の名称および両社との関係

三菱UFJモルガン・スタンレー証券および大和証券のいずれも、当社およびマツモトキヨシホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

イ 算定の概要

大和証券は、当社およびマツモトキヨシホールディングスの両社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能なことから類似会社比較法による算定を行い、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）による算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して割り当てるマツモトキヨシホールディングスの普通株式数の算定レンジを記載したものです。

算 定 方 法	株式交換比率の算定レンジ
市 場 株 価 法	1.67 ～ 1.72
類似会社比較法	1.54 ～ 1.92
D C F 法	1.63 ～ 2.01

市場株価法については、2021年2月25日を算定基準日として、基準日の終値および基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の各株価終値平均を採用いたしました。

大和証券は、株式交換比率の算定に際して、当社およびマツモトキヨシホールディングスのそれぞれから提供を受けた資料および情報、一般に公開された情報を使用し、分析および検討の対象とした全ての資料および情報などが正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料および情報などについて独自にその正確性および完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は両社およびその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。大和証券は、当社およびマツモトキヨシホールディングスから提供されたそれぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両社それぞれの経営陣による現時点で可能な最善の予測および判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。大和証券は、両社の事業計画の正確性、妥当性および実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式交換比率の算定は、2021年2月25日現在の金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

マツモトキヨシホールディングスは、下記3.（1）①「独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載のとおり、大和証券から2021年2月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された本株式交換比率が、マツモトキヨシホールディングスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社およびマツモトキヨシホールディングスについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、資本業務提携の協議開始を公表した日の前営業日である2019年4月25日を算定基準日①（以下「基準日①」といいます。）、本経営統合に向けた基本合意の締結を公表した日の前営業日である2020年1月30日を算定基準日②（以下「基準日②」といいます。）、および2021年2月25日を算定基準日③（以下「基準日③」といいます。）として、東京証券取引所における各基準日の株価終値および各基準日までの1か月間、3か月間および6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に算定目的で使用することを了承した、当社およびマツモトキヨシホールディングスの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、当社およびマツモトキヨシホールディングスに対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報などの諸要素を前提としており、別途本経営統合におけるシナジー効果を加えております。なお、算定の際に前提とした当社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

各手法による当社の普通株式1株に対して割り当てるマツモトキヨシホールディングスの普通株式数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採 用 方 法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析（基準日①）	1.21 ～ 1.41
市場株価分析（基準日②）	1.49 ～ 1.52
市場株価分析（基準日③）	1.67 ～ 1.72
類 似 企 業 比 較 分 析	1.26 ～ 1.99
D C F 分 析	1.31 ～ 2.02

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社取締役会に対し、2021年2月25日付にて、本株式交換に係る交換比率に関する算定書を提供しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は当社取締役会からの依頼に基づき、本株式交換比率が株式交換時点におけるマツモトキヨシホールディングスを除く当社の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下「フェアネス・オピニオン」といいます。）を、当社取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件や制約および以下に記載のその他の諸条件に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして

当社またはその株主もしくは取締役会に対して推奨することはしておりません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたって、既に公開されている情報または当社もしくはマツモトキヨシホールディングスから提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性および完全性につき独自の検証は行っておりません。

また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンの作成にあたり、本経営統合により期待される戦略上、財務上および事業運営上のメリットを考慮していますが、このような戦略上、財務上および事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測については、当社およびマツモトキヨシホールディングスの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測および判断を反映するものとして、当社およびマツモトキヨシホールディングスの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。

さらに三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合が本経営統合契約に記された条件について、何ら放棄、変更または遅滞なく実行されることを前提に意見を表明します。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合のために必要な政府機関、監督官庁などによる許認可、同意などはすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意などには、本経営統合により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限または条件が付されないことを前提としております。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券はファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、当社またはマツモトキヨシホールディングスおよびそれらの法律アドバイザー、会計アドバイザー、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合において当社株式の保有者が受け取る対価に関連して、当社の取締役、役員または従業員（その役職、階級は問いません。）に対して支払われる対価の金額または性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社およびマツモトキヨシホールディングスの資産および負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の意見は、フェアネス・オピニオンの2021年2月25日現在における経済、金融、市場その他の状況およびフェアネス・オピニオンの同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンにおける意見またはフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見を更新し、改訂し、または再確認する義務を負うものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本経営統合に関し当社のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本経営統合の効力発生を条件と

しています。

フェアネス・オピニオンの日付より遡って2年以内に、三菱UFJモルガン・スタンレー証券または三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、当社に対して、ファイナンシャル・アドバイザーとしてのおよびファイナンスについての役務を提供しており、三菱UFJモルガン・スタンレー証券または三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券および三菱UFJモルガン・スタンレー証券の関係会社は、将来において当社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券（その関係会社と総称して以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループ」といいます。）は、銀行業務（当社およびマツモトキヨシホールディングスに対する貸付業務を含む。）、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務などを含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下「金融サービス」といいます。）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンスおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品およびデリバティブ取引などが含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務およびファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループは当社、マツモトキヨシホールディングスもしくは本経営統合に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本経営統合に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品につき買いまたは売りのポジションの保持、その他、当社、マツモトキヨシホールディングスもしくは本経営統合に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定またはその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券グループならびにその取締役および役員は、当社、マツモトキヨシホールディングスもしくは本経営統合に関連する企業の社債、株式もしくはローン、本経営統合に関連する通貨もしくは商品、または関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合またはこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社、マツモトキヨシホールディングスもしくは本経営統合に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

2. 交換対価としてマツモトキヨシホールディングスの普通株式を選択した理由

当社およびマツモトキヨシホールディングスは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるマツモトキヨシホールディングスの普通株式を選択しました。当社およびマツモトキヨシホールディングスは、マツモトキヨシホールディングスの普通株式は東京証券取引所に上場されており、高い流動性を有するため取引機会が確保されていること、および当社の株主がマツモトキヨシホールディングスの普通株式を交換対価として受け取る場合には、経営統合効果によって得られる利益を享受することが可能であることから、マツモトキヨシホールディングスの普通株式が本株式交換の交換対価として適切であると判断いたしました。

3. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

（1）公正性を担保するための措置

当社およびマツモトキヨシホールディングスは、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社の株主のために、当社およびマツモトキヨシホールディングスから独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2021年2月25日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記1. (2) ②「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2021年2月26日付にて、上記1. (2) ②「算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しています。

他方、マツモトキヨシホールディングスは、マツモトキヨシホールディングスの株主のために、当社およびマツモトキヨシホールディングスから独立した第三者算定機関である大和証券より、2021年2月25日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記1. (2) ②「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、マツモトキヨシホールディングスは、大和証券より、2021年2月25日付にて、上記1. (2) ②「算定に関する事項」記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換比率が、マツモトキヨシホールディングスの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しています。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については当社が、2021年2月26日付で公表いたしました「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインとの経営統合に関する経営統合契約の締結のお知らせ」の別紙をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、野村総合法律事務所より、本株式交換の諸手続きおよび取締役会の意思決定の方法・過程などについて法的な観点から助言を得ております。

他方、マツモトキヨシホールディングスは、本株式交換の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業より、本株式交換の諸手続きおよび取締役会の意思決定の方法・過程などについて法的な観点から助言を得ております。

なお、野村総合法律事務所およびアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれも当社およびマツモトキヨシホールディングスから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(2) 利益相反を回避するための措置

本株式交換を行うことを決議した当社取締役会およびマツモトキヨシホールディングス取締役会のいずれにおきましても、本株式交換の相手方の役員または従業員を兼務する者がいないなど、本株式交換に関する取締役会における意思決定の実施にあたって両社間で利益相反関係は生じないことから、上記3. (1)「公正性を担保するための措置」のほか、特段の措置は講じておりません。なお、当社取締役会およびマツモトキヨシホールディングス取締役会における本経営統合契約等の締結に関する議案は、それぞれ、両社の取締役の全員一致により承認可決されており、かつ、全監査等委員ま

たは全監査役は、本経営統合を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. マツモトキヨシホールディングスの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加するマツモトキヨシホールディングスの資本金、資本準備金および利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本株式交換後のマツモトキヨシホールディングスの資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

①増加する資本金の額 : 金0円

②増加する資本準備金の額 : 会社計算規則第39条の規定に従って別途マツモトキヨシホールディングスが定める額

③増加する利益準備金の額 : 金0円

別紙3 交換対価について参考となるべき事項

1. マツモトキヨシホールディングスの定款の定め

マツモトキヨシホールディングスの定款は、次々ページ以降をご参照ください。なお、同定款は、現時点でのマツモトキヨシホールディングスの定款の内容であり、本株式交換後は、2021年6月29日開催予定のマツモトキヨシホールディングスの定時株主総会における承認決議により、次のとおり変更される予定です。ただし、本定款変更は本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（2021年10月1日）に効力が生ずるものです。

（下線部が変更箇所）

現 行 定 款	変 更 後
（商号） 第1条 当社は、株式会社マツモトキヨシホールディングスと称する。英文では <u>Matsumotokiyoshi Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。	（商号） 第1条 当社は、株式会社マツキヨココカラ & カンパニーと称する。英文では <u>MatsukiyoCocokara & Co.</u> と表示する。
（目的） 第2条 当社は、次の各事業を目的とする。 1. （条文省略） 2. <u>下記（1）～（59）の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社が取扱う商材の仕入・販売・製造等を行うこと。</u> 3. <u>上記に付帯する一切の業務。</u> （1）～（59）（条文省略）	（目的） 第2条 当社は、次の各事業を目的とする。 1. （現行どおり） （削除） 2. <u>上記に付帯する一切の業務。</u> （1）～（59）（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役の選定） 第21条 （条文省略） 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、<u>取締役相談役各若干名を選定することができる。</u>	（代表取締役及び役付取締役の選定） 第21条 （現行どおり） 2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 交換対価の換価方法に関する事項

（1）交換対価を取引する市場

マツモトキヨシホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

（2）交換対価の取引の媒介、取次ぎまたは代理を行う者

マツモトキヨシホールディングスの普通株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）において取引の媒介、取次ぎなどが行われております。

（3）交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

3. 交換対価に市場価格があるときは、その価格に関する内容

マツモトキヨシホールディングスの普通株式の東京証券取引所第一部における過去6

ヶ月の株価推移は以下のとおりです。

(単位：円)

月 別	2020年12月	2021年 1 月	2021年 2 月	2021年 3 月	2021年 4 月	2021年 5 月
最高株価	4,955	4,430	4,735	5,210	5,050	4,850
最低株価	4,340	4,065	4,130	4,510	4,335	4,085

なお、日本取引所グループが以下のURLにおいて開示する株価情報およびチャート表示などにより、マツモトキヨシホールディングスの普通株式の市場価格およびその推移などがご覧いただけます。

【日本取引所グループURL】<https://www.jpx.co.jp/>

4. マツモトキヨシホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

マツモトキヨシホールディングスは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

定 款

株式会社 **マツモトキヨシ** ホールディングス

(平成 30 年 1 月 1 日改正)

「株式会社マツモトキヨシホールディングス 定款」

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社マツモトキヨシホールディングスと称する。英文では Matsumotokiyoshi Holdings Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各事業を目的とする。

1. 下記（１）～（５９）の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式を保有することによりこれらの会社の事業活動を支配・管理すること。
 2. 下記（１）～（５９）の各事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社が取扱う商材の仕入・販売・製造等を行うこと。
 3. 上記に付帯する一切の業務。
- (1) 薬局の開設並びに医薬品及び医薬部外品の製造販売及び輸出入
 - (2) 毒物、劇物、肥料、工業薬品、農業薬品、農業用資材、犬、猫、小鳥、昆虫、花木園芸用品等の販売及び輸出入
 - (3) 化粧品、医療用器具、衛生材料、ゴム製品、ビニール製品、計量器等の販売及び輸出入
 - (4) 日用雑貨品、荒物、小間物、衣料品、靴、履物、かばん、袋物、雨具、寝具等の販売及び輸出入
 - (5) 乳製品、飲料水、米穀、塩、酒類、煙草、喫煙具、切手、収入印紙、テレホンカード、宝くじ、バス回数券等の販売
 - (6) 食料品、生鮮食品の販売及び輸出入並びにこれに関連する製造業及び加工業
 - (7) 書籍雑誌の出版及び販売
 - (8) 石油製品の販売、自動車、その他車両並びにこれに関連する製造業及び加工業
 - (9) 建築資材、塗料、木材、金物、工具、住宅設備機器の販売及び輸出入並びに建築工事の設計管理及び請負・施工
 - (10) 家庭用電気製品、石油器具、ガス器具、消火器並びに家具、室内装飾品の販売及び輸出入
 - (11) 宝石、貴金属品、眼鏡、時計、カメラ・カメラ用品、美術工芸品の販売並びに写真の現像、焼き付け業、各種鍵の加工
 - (12) スポーツ用品、釣用品並びに楽器、テープ、レコード、CD、DVD、紙類、文房具類、事務用機械器具、玩具、その他娯楽用品の販売

- (13) キャラクター製品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の販売
- (14) 展覧会、博覧会、見本市の企画、立案、実施
- (15) コンピューター、コンピューター周辺機器等の電子機器の販売並びにコンピューターソフトの製作、販売
- (16) 自動車運送業、クリーニング業、小荷物配送業の取次ぎ並びに旅行斡旋業
- (17) 食堂並びに喫茶店の経営
- (18) 不動産、駐車場の売買・賃貸借・仲介・所有・利用並びに管理
- (19) 介護用品、介護機器の製造及び販売
- (20) 福祉用品、福祉用機器の製造、販売並びに賃貸
- (21) 介護保険法による指定居宅介護支援事業
- (22) 介護保険法による次の居宅サービス事業
 - ①訪問介護
 - ②訪問入浴介護
 - ③訪問看護
 - ④訪問リハビリテーション
 - ⑤居宅療養管理指導
 - ⑥通所介護
 - ⑦通所リハビリテーション
 - ⑧短期入所生活介護
 - ⑨短期入所療養介護
 - ⑩痴呆対応型共同生活介護
 - ⑪特定施設入所者生活介護
- (23) 居宅介護住宅改修の事業
- (24) インターネット、カタログ等による通信販売業務
- (25) 総合リース業及びレンタル業
- (26) 広告業及び宣伝業
- (27) 物流システムの企画・研究開発・構築及び物流センターの管理運営に関するコンサルティング
- (28) 新聞折込みの代理及び企画
- (29) 広告のデザイン及び企画
- (30) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- (31) 金融業
- (32) ビル並びに一般家屋清掃業
- (33) 内装仕上工事業
- (34) 建築工事業

- (35) タイル・れんが・ブロック工事業
- (36) 塗装工事業
- (37) 左官工事業
- (38) ガラス工事業
- (39) 大工工事業
- (40) 建具工事業
- (41) 鋼構造物工事業
- (42) 板金工事業
- (43) 防水工事業
- (44) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査
- (45) 店舗開発に関するコンサルタント業務
- (46) 店舗・事務所等の企画、設計
- (47) 店舗・事務所等の管理運営、清掃、営繕
- (48) 古物品の売買並びに交換
- (49) 流通業に関する研究、研修、情報の提供
- (50) 各種企業及び個人事業者に対する経営の診断及び総合指導
- (51) 労働者派遣事業
- (52) フランチャイズチェーンシステム（加盟連鎖店）による販売業務
- (53) 病院、診療所（クリニック）の経営
- (54) 処方箋の集計管理事務の受託
- (55) 美容室、理容室、エステティックサロン、ネイルサロンの経営
- (56) フィットネスクラブ及びスポーツクラブの経営
- (57) カラオケ、ゲームセンター、スポーツ施設、マンガ喫茶等の娯楽施設の運営
- (58) 白蟻駆除の取次ぎ代行業務
- (59) 上記に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を千葉県松戸市に置く。

（機関の設置）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （ア）取締役会
- （イ）監査役
- （ウ）監査役会
- （エ）会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、420,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱並びにその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の3日前までに各取締役並びに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上

[変更決議]

・平成 19 年 10 月 1 日 (制定)、平成 20 年 6 月 27 日 (変更)、平成 21 年 6 月 26 日 (変更)、平成 22 年 1 月 6 日 (変更※株券電子化にともない新設した附則を自動削除)、平成 22 年 6 月 29 日 (変更)、平成 29 年 6 月 29 日 (変更)、平成 30 年 1 月 1 日 (変更)

別紙4 株式交換完全親会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
次ページ以降をご参照ください。

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、企業収益や業況感は厳しさが残り、設備投資も減少しており、感染症が再拡大するなかで、雇用・所得環境に持ち直しの動きがみられたものの、厳しい状況で推移しました。

ドラッグストア業界におきましても、業種・業態を越えた競合企業の新規出店、商勢圏拡大に向けた新たなエリアへの侵攻、M & Aによる規模拡大、同質化する異業種との競争、それらが要因となる狭小商圈化など、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が継続しております。

このような環境の中、当社グループは、「ライフライン」「社会インフラ」であるドラッグストアの使命として、お客様と従業員の安心・安全を最優先しながら、営業時間の短縮、臨時休業等を行う事で多くの店舗において営業を継続するとともに、3つの重点戦略「デジタル化の更なる高度化」「グローバル化の更なる進展」「専門領域での事業規模拡大」を新たに設定し取組んでおります。また、当社は美と健康の分野で圧倒的なプレゼンスを獲得し、国内ドラッグストアの競争に勝ち残ることを目的に、株式会社ココカラファインと経営統合に向け、2020年4月から資本業務提携を開始しております。

具体的には、デジタル化の更なる高度化として、急速に進化するITを活用することで、お客様の生活スタイルの変化や嗜好・ニーズを的確にとらえ、一人ひとりのお客様との距離を縮め、深く繋がるようデジタルマーケティング基盤を中心に強化しております。当社グループの強みとなる顧客接点数（ポイントカード会員／LINEの友だち／公式アプリのダウンロード数）は、2021年3月末現在、延べ7,800万超まで拡大いたしました。

グローバル化の更なる進展では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴い、日本国政府から発出された出入国制限の解除後を念頭に、海外SNSを活用した情報配信やキャッシュレス決済対応などをはじめ、アジアを中心とした海外店舗展開やグローバル会員獲得に向けた仕組みづくり、海外で支持される商品の開発、提供などに積極的に取組むことで蓄積されたノウハウを最大限に活用し、美と健康への意識が高まっているアジア地域における事業基盤を早期に確立することを目指しております。海外での新規出店に関しましては、ベトナム社会主義共和国ホーチミン市に1号店となる「マツモトキヨシ ビンコムセンタードンコイ店」がオープンし、2021年3月末の海外店舗数は、タイ王国で30店舗、台湾で17店舗、ベトナム社会主義共和国で1店舗の合計48店舗となりました。

専門領域での事業規模拡大では、競争がますます激しくなる環境において、三大都市圏におけるエリアドミナント化の推進や次世代ヘルスケア・調剤事業の拡大を基軸として、次なる成長ドライバーの早期確立を進めております。厚生労働省の認可を受けた37店舗の健康サポート薬局は地域医療連携を推進するとともに、調剤サポートプログラムの加盟店舗も122店舗まで拡大いたしました。プライベートブランド（P B）商品につきましては、“matsukiyo LAB アスリートライン”に国際的アンチドーピング認証であるインフォームドチョイスを取得した「BCAA7100パウダー」とプロテインバーとしては日本初となる、機能性表示を取得した「プレミアムプロテインバーチョコレート」を、“matsukiyo LAB”の新商品として機能性表示を取得した「プロテインスムージー」を、人気のエナジードリンクからは「EXSTRONG ENERGY GUMMY（エクストロング エナジー グミ）」と「EXSTRONG HAPPY&SALT ENERGY DRINK（エクストロング ハッピーアンドソルト エナジードリンク）」を発売するとともにオーガニックコスメブランド「ARGELAN（アルジェラン）」のスキンケア及びヘアケアシリーズをさらに環境に配慮した商品にリニューアルするなどマツキヨらしい驚きや楽しさのあるP B商品の拡充に努めてまいりました。また、当社は株式会社ナリス化粧品との共同開発エイジングケアブランド「Retinotime（レチノタイム）」を「THE RETINOTIME（ザ・レチノタイム）」として全面リニューアルし、しわを改善するUV乳液、ふき取り化粧水、クリームなどが加わり、スキンケアブランドとしては日本で初めて、同一ブランドにシワ改善アイテムを5つ展開し、国内最多数のラインナップとなりました。

新規出店に関しましては、和歌山県内グループ1号店となる「薬マツモトキヨシキーン和歌山店」をオープンしたことで、国内47都道府県全てに「マツモトキヨシ」グループ店舗の出店がかないました。また、中国エリア1号店となる「薬マツモトキヨシmatsukiyoLAB岡山駅B-1店」のオープンもありmatsukiyoLABは26店舗まで拡大しております。当期末において、出店71店舗、閉店24店舗、改装40店舗となり、2021年3月末におけるグループ店舗数は1,764店舗となりました（※海外店舗はグループ店舗数の総数に含んでおりません）。

環境に対する取り組みとしましては、2020年7月1日からの義務化に先行し、4月1日よりポリエチレン製レジ袋の無料配布を終了し、植物由来のバイオマス成分30%を含んだ素材の有料レジ袋を用意するとともに、再生ポリエステル100%を使用した当社オリジナルショッピングエコバックを発売することでCO2削減と環境保全に取り組んでおります。また、当社はロート製薬株式会社と共同で、使い終わったスキンケア製品の空き容器の回収・リサイクルを通じて、地球の緑に変えていく「地球も肌も潤うリサイクルプログラム」を2020年9月1日より全国の薬マツモトキヨシ「matsukiyo LAB（マツキヨ ラボ）」で開始しております。

従業員に対する取り組みとしましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する緊急事態宣言が全国に発出される環境の中で、当社グループの多くの店舗が営業を継続できたことは、店舗スタッフの理解と協力によるものであることから、店舗スタッフに対して緊急事態宣言発令期間に応じて「特別手当」を支給いたしました。さらに、当社は、当社グル

ープで働く従業員ができる限り安心して生活が送れ、勤務が継続できる環境を支援するため、無利息の「従業員緊急貸付制度」を新たに導入するなど、従業員の働く環境の整備にも取り組んでおります。

マツモトキヨシのブランドについて、世界最大のブランディング専門会社であるインターブランド社によるグローバルに展開される日本発のブランド価値評価ランキング「Best Japan Brands 2021」において81位となり、2021年も日本のドラッグストアとしてナンバーワンブランドの評価をいただきました。



当社の健康経営について、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営®」の取り組みが優良であると認められ、昨年に引き続き、経済産業省と日本健康会議が共同で選出する「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定されました。



以上の結果、売上高5,569億7百万円（前期比5.7%減）、営業利益315億33百万円（同16.1%減）、経常利益340億91百万円（同14.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益215億68百万円（同17.6%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<小売事業>

第1四半期は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、マスクや除菌関連及び日用品や食品などの特需が郊外型店舗を中心に発生いたしました。一方で、外出自粛や在宅勤務の推進等により繁華街や都心店舗では客数が減少するとともに、営業時間の短縮、テナント店舗での臨時休業、感染拡大防止への対策とした至近距離出店店舗での週末臨時休業などにより売上は影響を受けましたが、緊急事態宣言が全国で解除された後は、繁華街や都心店舗の客数は増加傾向となりました。また、インバウンド売上も出入国制限等の影響により、僅かなものとなりました。

第2四半期は、第1四半期と同様にマスクや除菌関連及び日用品や食品などの特需が郊外型店舗を中心に発生いたしました。繁華街や都心店舗の客数は回復基調となり医薬品と化粧品は苦戦しているものの、回復傾向が見られました。一方で、当第2四半期は前年の消費増税前の特需の反動を受けました。また、インバウンド売上は出入国制限等の影響により、引き続き僅かなものとなりました。

第3四半期は、マスクや除菌関連及び日用品などの特需が郊外型店舗を中心に発生するとともに、前年の消費増税後の買い控えに対する反動増がありました。一方で、新型コロナウイルス感染症が再拡大したこともあり、繁華街や都心店舗を中心に客数は11月以降減少基調となり、売上は影響を受けました。また、インバウンド売上は出入国制限等の影響により、

引き続き僅かなものとなりました。

第4四半期は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が再発出されたことから、繁華街や都心店舗を中心に客数が減少するとともに前年同期にあったマスク、除菌関連商品、ティッシュペーパー等の紙製品や食品の特需が落ち着き、反動減の影響を受けました。一方で、花粉症関連薬、スキンケアなどの商品を中心に医薬品と化粧品は回復基調となりました。また、インバウンド売上は出入国制限等の影響により、引き続き僅かなものとなりました。

調剤事業は、コロナウイルス禍に伴う医療機関への受診を控える動きや処方箋応需枚数の減少がありましたが、調剤店舗の新規開局などもあり前期を上回る売上高となりました。

<卸売事業>

卸売事業は、フランチャイズにおける新規出店や調剤サポートプログラムの加盟店舗増加等により事業地域が拡大するとともに、2020年10月から株式会社ココカラファインに対するプライベートブランド（P B）商品の供給が始まったことから、売上高は前期を上回りました。

このような営業活動に基づき、小売事業の売上高は5,276億74百万円（前期比7.1%減）、卸売事業256億62百万円（同31.7%増）、管理サポート事業35億71百万円（同8.7%増）となりました。

事業区分	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額（百万円）	前期比（%）
小売事業	527,674	92.9
卸売事業	25,662	131.7
管理サポート事業	3,571	108.7
合計	556,907	94.3

- (注) 1. 事業区分間の取引については相殺消去しております。
2. 売上に係る消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、87億90百万円となりました。その主なものは、以下のとおりとなります。

- ・ 当社グループ全体での出店及び改装に伴う設備投資（55億63百万円）
- ・ 店舗システム強化による投資を含めた無形資産投資（18億34百万円）
- ・ 賃貸借契約に係る敷金及び保証金の支出（13億92百万円）

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、引き続き、当座貸越契約に基づく取引金融機関からの借入枠及びコマーシャル・ペーパー200億円の発行枠を確保し、調達コストの削減と資金の効率化を図る為、資金需要に応じて当該借入枠からの短期借入を実施しております。

また、2020年3月に株式会社ココカラファインとの資本業務提携を目的として、長期借入金184億円の調達を行っております。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期
	2018年 3 月期	2019年 3 月期	2020年 3 月期	2021年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	558,879	575,991	590,593	556,907
経 常 利 益 (百万円)	36,123	38,978	39,985	34,091
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	22,755	25,035	26,176	21,568
1 株当たり当期純利益 (円)	215円03銭	239円42銭	255円04銭	210円12銭
総 資 産 (百万円)	314,178	318,324	351,809	368,924
純 資 産 (百万円)	204,871	209,269	229,304	246,461
1 株当たり純資産額 (円)	1,935円39銭	2,038円76銭	2,233円54銭	2,400円47銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の基礎となる期中平均株式数は、その計算において控除する自己株式に「役員報酬B I P信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が保有する当社株式を含めております。
3. 当社は、2017年11月9日開催の取締役会決議により、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第12期の期首から適用しており、第11期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社マツモトキヨシ甲信越販売と株式会社示野薬局は、2020年4月1日付で株式会社マツモトキヨシ甲信越販売を存続会社、株式会社示野薬局を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(子会社)			
株式会社マツモトキヨシ	21,086百万円	100.0%	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	100	100.0%	東北・関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社ぱぱす	100	100.0%	関東エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	100	100.0%	甲信越・北陸エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ中四国販売	10	100.0%	中国・四国・関西エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシ九州販売	352	100.0%	九州・沖縄エリアでのドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営
株式会社マツモトキヨシファーマシー	55	100.0%	保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等
株式会社マツモトキヨシホールセール	100	100.0%	プライベートブランド商品の企画開発
株式会社マツモトキヨシアセットマネジメン	80	100.0%	資産の管理・運用
株式会社エムケイプランニング	50	100.0%	店舗開発・設計・営繕に関する仲介
株式会社マツモトキヨシ保険サービス	10	100.0%	生命保険・損害保険の販売代理業
(関連会社)			
株式会社ココカラファイン	20,184	20.0%	ドラッグストア事業及び調剤事業を中核に、介護・在宅調剤・インターネット販売など健康関連サービスの総合的な提供

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、“美と健康の分野においてなくてはならない企業グループ”となり、更に、将来的に“美と健康の分野でアジア No.1”となることを目指しております。重点戦略を国内とグローバルに分け設定し、国内戦略として「お客様のライフステージに応じた価値提供」を戦略テーマに3つの重点戦略、①利便性の追求-お客様との繋がり深化、②独自性の追求-体験やサービス提供の新化、③専門性の追求-トータルケアの進化と、グローバル戦略として「アジア市場での更なるプレゼンス向上」を戦略テーマに④グローバル事業の更なる拡大を重点戦略として設定し、取り組んでまいります。

国内における重点戦略及び対処すべき課題は、次のとおりであります。

① 利便性の追求 – お客様との繋がり深化

当社グループは、社会全体のデジタル化が進み、お客様のライフスタイルが変化しつつある中で、一人ひとりのお客様と深く繋がっていくことでニーズを的確に捉え、最も身近な存在となる必要があります。そのため、デジタルと店舗網を活用したお客様に届ける仕組みづくり、様々な買い物スタイルの提供など、利便性を追求していくことで、お客様により深く寄り添う企業を目指してまいります。

② 独自性の追求 – 体験やサービス提供の新化

当社グループは、激しい競争環境の中で、お客様との様々な接点から蓄積されたデータと高いマーケティング分析力を活かし、お客様の価値観に基づいた商品・サービスや店舗モデルの開発、メーカー様向け広告配信事業の展開など、当社ならではの独自性を追求していくことで、お客様に選ばれる企業を目指してまいります。

③ 専門性の追求 – トータルケアの進化

当社グループは、少子高齢化が進み、健康長寿社会の実現を目指す我が国においては、様々なお客様のライフステージに応じた質の高いサービスを提供することで、地域社会により大きな安心と喜びを提供していくことが求められていると考えております。そのため、セルフメディケーションの推進やオンラインを活用した服薬指導・接客などに加え、当社の強みである心と身体の両面でのビューティーケアなど、専門性を追求していくことで、地域包括ケアシステムを支え、すべての人がいつまでも美しく、健康で心豊かな生活を送れるよう取り組んでまいります。

グローバルにおける重点戦略及び対処すべき課題は、次のとおりであります。

④ グローバル事業の更なる拡大

当社グループは、アジアを中心とした新たな進出国の開拓や海外店舗展開、越境 E C 事業の拡大を図るため、海外 S N S の活用やグローバル会員獲得によるアプローチ強化、グローバルで活躍する人材の開発、海外で支持される商品の開発などに積極的に取り組むことで、美と健康への意識が高まっているアジア地域での事業規模拡大とプレゼンス向上を目指してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
小 売 事 業	・ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営 ・保険調剤薬局の開局・運営、薬剤師の派遣等
卸 売 事 業	・小売事業を営む当社グループ会社及び業務提携先が取扱う商品の仕入・販売 ・フランチャイズ事業展開及びフランチャイジーへの商品供給
管理サポート事業	・当社グループ会社の経営管理・統轄及び間接業務の受託 ・プライベートブランド商品の企画開発 ・その他、資産の管理・運用、店舗の建設・営繕、生命保険・損害保険の販売代理業

(7) 主要な営業所及び店舗 (2021年3月31日現在)

- ① 当 社
本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1
- ② 主要な子会社の事業所
株式会社マツモトキヨシ
本 社 千葉県松戸市新松戸東9番地1
関西支社 大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5番24号
東海支社 愛知県名古屋市中区錦2丁目19番1号
店 舗

事業区分	店舗数	エリア別店舗数
小売事業	947 (61)	関東エリア 709 (21)
		東海・北陸エリア 108 (9)
		関西エリア 130 (－)
		中国・四国エリア － (1)
		九州・沖縄エリア － (30)

※()内の数字は当該店舗数に含まないFC店の数であります。

③ その他の子会社

事業区分	会社名 (本社所在地)	店舗数	エリア別店舗数
小売事業	株式会社マツモトキヨシ東日本販売 (宮城県仙台市青葉区)	172	北海道・東北エリア 93 関東エリア 79
	株式会社ぱぱす (東京都墨田区)	143	関東エリア 143
	株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 (長野県長野市)	169(2)	甲信越・北陸エリア 168(2) 東海エリア 1
	株式会社マツモトキヨシ中四国販売 (岡山県岡山市南区)	79	関西エリア 15 中国・四国エリア 64
	株式会社マツモトキヨシ九州販売 (福岡県福岡市博多区)	169	中国・四国エリア 1 九州・沖縄エリア 168
	株式会社マツモトキヨシファーマシーズ (千葉県松戸市)	22	関東エリア 16 関西エリア 6
管理 サポート 事業	株式会社マツモトキヨシホールセール (千葉県松戸市)	—	—
	株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント (東京都文京区)	—	—
	株式会社エムケイプランニング (千葉県松戸市)	—	—
	株式会社マツモトキヨシ保険サービス (千葉県柏市)	—	—
	M K C F 分割準備株式会社 (東京都文京区)	—	—

※()内の数字は当該店舗数に含まないFC店の数であります。

(8) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
小売事業	5,770名	(7,864名)	110名増	(129名減)
卸売事業	64名	(3名)	1名増	(-)
管理サポート事業	858名	(107名)	12名増	(6名増)
合計	6,692名	(7,974名)	123名増	(123名減)

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
526名（61名）	28名増（1名減）	45.8歳	14.3

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	138億円
株式会社三菱UFJ銀行	46億円

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 420,000,000株
- ② 発行済株式の総数 109,272,214株（自己株式6,490,628株を含む）
- ③ 株主数 20,413名（前期末比3,086名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,214千株	7.02%
株式会社千葉銀行	5,115	4.98
株式会社南海公産	4,287	4.17
JP MORGAN CHASE BANK 380072	3,613	3.52
松本 南海雄	2,947	2.87
エーザイ株式会社	2,815	2.74
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,656	2.59
松本 貴志	2,519	2.45
松本 清雄	2,518	2.45
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,469	2.40

- （注） 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（102,781,586株）を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
3. 役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は上記自己株式に含まれておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式の種類	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式	8,880株	6名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－

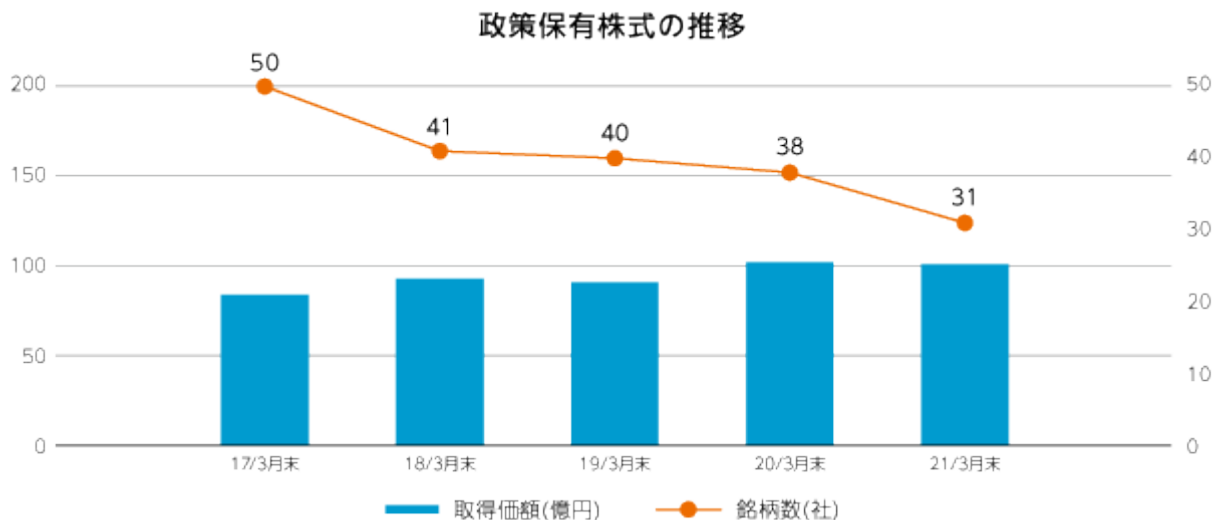
【ご参考】

政策保有に関する方針

当社は、当社の更なる成長に向けた経営戦略の実現に貢献していただける取引先等から当社に対して株式の保有要請があった場合に、これまでの貢献実績と今後のその見込み、投資規模、ガバナンス状況等を考慮し、政策的に株式を保有することがあります。

一方で、当社は、政策的に保有した株式のうち、その投資先企業の株式を保有する目的が薄れた場合、また、その企業の企業価値の向上が期待できない場合は、その株式を売却します。

保有する株式については、投資先ごとに保有目的などの定性面に加えて、取引実績、受取配当金及び株式保有コスト等を定量的に検証することにより、保有意義の検証を行い、中長期的に保有の意義が認められなくなったと判断される銘柄については、縮減を図るものとし



(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

区分	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
発行決議日	2010年8月10日	2011年7月15日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月16日	2015年7月15日
新株予約権の数	67個	60個	59個	48個	46個	27個
目的となる株式の種類・数（注3）	普通株式 13,400株	普通株式 12,000株	普通株式 11,800株	普通株式 9,600株	普通株式 9,200株	普通株式 5,400株
行使時の払込金額	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。
行使に際して出資される財産の価額（注3）	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円	1株当たり0.5円
行使期間	2010年8月26日 ～ 2050年8月25日	2011年8月3日 ～ 2051年8月2日	2012年8月2日 ～ 2052年8月1日	2013年8月8日 ～ 2053年8月7日	2014年8月8日 ～ 2054年8月7日	2015年8月8日 ～ 2055年8月7日
行使の条件	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照
当社役員保有状況（注2）	保有者 3名 新株予約権の数 36個	保有者 3名 新株予約権の数 40個	保有者 3名 新株予約権の数 41個	保有者 4名 新株予約権の数 34個	保有者 3名 新株予約権の数 32個	保有者 3名 新株予約権の数 20個

（注）1. 新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- ・新株予約権者が死亡した場合、相続人（1名に限る）は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。

2. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

3. 2017年11月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年1月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「目的となる株式の種類・数」及び「行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	松 本 南 海 雄	
代表取締役社長	松 本 清 雄	株式会社マツモトキヨシ相談役 株式会社南海公産代表取締役
専 務 取 締 役	松 本 貴 志	営業統括本部長 株式会社マツモトキヨシ取締役副社長店舗運営本部長 株式会社南海公産代表取締役
常 務 取 締 役	大 田 貴 雄	戦略事業推進本部長 株式会社マツモトキヨシ代表取締役社長
取 締 役	小 部 真 吾	管理本部長 株式会社マツモトキヨシ取締役管理担当 株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント取締役 株式会社マツモトキヨシホールセール取締役
取 締 役	石 橋 昭 男	経営企画本部長 株式会社マツモトキヨシ取締役 株式会社マツモトキヨシアセットマネジメント取締役 株式会社マツモトキヨシホールセール取締役
取 締 役	松 下 功 夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	大 村 宏 夫	
取 締 役	木 村 恵 司	三菱地所株式会社特別顧問 日本空港ビルディング株式会社社外取締役
取 締 役	沖 山 奉 子	東亜建設工業株式会社顧問
常 勤 監 査 役	本 多 寿 男	株式会社マツモトキヨシ監査役
監 査 役	小 池 徳 子	株式会社東日本銀行社外監査役 一般社団法人日本バレーボールリーグ機構理事
監 査 役	渡 辺 昇 一	株式会社スカラ社外取締役

- (注) 1. 取締役松下功夫氏、大村宏夫氏、木村恵司氏及び沖山奉子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小池徳子氏及び渡辺昇一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小池徳子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当社は、取締役松下功夫氏、大村宏夫氏、木村恵司氏、沖山奉子氏並びに監査役小池徳子氏、渡辺昇一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ社外取締役10百万円、社外監査役5百万円又は法令に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社のすべての国内子会社のすべての取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しております。

【ご参考】

執行役員の状況（2021年4月1日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	渡 邊 孝 男	戦略事業推進本部副本部長
執行役員	杉 戸 一 雅	管理本部総務部長
執行役員	松 田 崇	営業統括本部営業企画部長 株式会社マツモトキヨシ取締役（非常勤）営業企画担当 オンラインビジネスユニットシニアユニットマネージャー兼務
執行役員	岡 澤 隆 弘	－ 株式会社マツモトキヨシ 取締役 店舗運営本部ファーマシー事業部長
執行役員	高 木 均	－ 株式会社ぱぱす代表取締役社長
執行役員	青 木 啓	戦略事業推進本部調剤事業部長 株式会社マツモトキヨシファーマシーズ代表取締役社長
執行役員	宮 田 亮 史	－ 株式会社マツモトキヨシ 取締役 店舗運営本部ドラッグストア事業部長
執行役員	高 野 昌 司	－ 株式会社マツモトキヨシ東日本販売代表取締役社長
執行役員	山 内 太 郎	営業統括本部商品部長 株式会社マツモトキヨシ取締役（非常勤）商品担当 株式会社マツモトキヨシホールセール代表取締役社長
執行役員	西 田 浩	管理本部財務経理部長 株式会社マツモトキヨシ取締役（非常勤）管理担当
執行役員	上 村 浩 司	－ 株式会社マツモトキヨシ九州販売代表取締役社長
執行役員	安 藤 浩	－ 株式会社マツモトキヨシ甲信越販売代表取締役社長

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社グループの企業価値増大への貢献意欲や士気高揚を図るため、当社の成長を担う人材を確保及び維持できる水準を目標とし、加えて、連結業績の向上、当社グループの競争力の高揚、コーポレート・ガバナンスの充実、様々なステークホルダーとの有益な関係の構築などの要素を考慮した体系設計としております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬としての固定報酬、当社の連結業績を反映する業績連動報酬等として、業績報酬及び株式報酬で構成しております。なお、社外取締役、監査役の報酬につきましては、固定報酬のみによって構成しております。

固定報酬は、世間水準を参考として役位別に妥当な水準を設定し、毎月支給いたします。業績報酬及び株式報酬は、連結売上高及び連結営業利益の業績目標値に対する達成度に応じて変動する業績係数を乗じて設定し、業績報酬については毎年一定の時期に算出し、それを12で除した金額を毎月支給、株式報酬については毎年一定の時期に支給いたします。なお、株式報酬は譲渡制限付株式報酬（RS）を採用しております。

また、取締役（社外取締役を除く）の報酬体系における構成比は、固定報酬63%、業績報酬27～34%、株式報酬3～10%としております。

これらの報酬決定の方針に基づき、株主総会で決議された範囲内で、その配分を、取締役会において、独立社外役員とも協議し決定しております。

b. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2017年6月29日開催の第10回定時株主総会において、年額6億50百万円以内（うち、社外取締役の報酬枠33百万円以内、業績報酬は対象外）（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役数は10名（うち社外取締役3名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月29日開催の第12回定時株主総会において、株式報酬の額を年額85百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役数（社外取締役を除く。）は6名です。

監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象監査役数は4名（うち社外取締役3名）です。

c. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	598 (22) 百万円	396 (22) 百万円	201 (-) 百万円	34 (-) 百万円	10 (4) 名
監査役 (うち社外監査役)	18 (12)	18 (12)	-	-	5 (4)
計	617 (35)	415 (35)	201 (-)	34 (-)	15 (8)

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は、取締役10名（うち社外取締役4名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。なお、上記の支給人員との相違は、2020年6月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役2名が含まれているためであります。
3. 業績連動報酬等として、業績報酬と株式報酬を支給しており、上記の支給額のうち、非金銭報酬等は、業績連動報酬等の内数です。当社の連結売上高（前年比）及び連結営業利益（前年比）を指標とし、その業績目標値に対する達成度に応じて変動する業績係数を用いて算定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、当社グループ全体の成長性と収益性を考慮するためです。なお、当社の連結売上高（前年比）及び連結営業利益（前年比）は、当事業年度の事業の状況（3頁）に記載のとおりです。
4. 非金銭報酬等として取締役に對して株式報酬を交付しております。当該株式報酬は、割当から3年間から5年間の間で当社の取締役会があらかじめ定める期間は譲渡制限付きであり、譲渡制限期間満了前に正当な事由なく当社の一定の地位から退任等した場合は、原則として当社が無償取得するものです。なお、当該株式報酬の交付状況は、当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に関する事項（13頁）に記載のとおりです。

d. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の業務執行者、社外役員の重要な兼職の状況

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	松 下 功 夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	社外取締役
	大 村 宏 夫		
	木 村 恵 司	三菱地所株式会社 日本空港ビルデング株式会社	特別顧問 社外取締役
	沖 山 奉 子	東亜建設工業株式会社	顧問
監査役	小 池 徳 子	株式会社東日本銀行 一般社団法人日本バレーボールリーグ機構	社外監査役 理事
	渡 辺 昇 一	株式会社スカラ	社外取締役

(注) 社外役員の兼職先と当社との間に取引関係はありません。

b. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

社外取締役 4 名及び社外監査役 2 名は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係はありません。

c. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	松 下 功 夫	当期開催の取締役会14回中13回に出席し、企業経営者として豊富な経験及び監督能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監督しております。
社外取締役	大 村 宏 夫	当期開催の取締役会14回全てに出席し、他の企業等で培われた豊富な経験及び監督能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監督しております。
社外取締役	木 村 恵 司	当期開催の取締役会14回全てに出席し、企業経営者として豊富な経験及び監督能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監督しております。
社外取締役	沖 山 奉 子	社外取締役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、他の企業等で培われた豊富な経験及び監督能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監督しております。
社外監査役	小 池 徳 子	社外監査役就任後開催の取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、公認会計士及び税理士として豊富な経験及び財務・会計・税務に関する専門的知識に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監査しております。
社外監査役	渡 辺 昇 一	社外監査役就任後開催の取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験及び監査能力に基づき、当社の企業価値の創造と株主価値の向上のため、第三者の視点から適宜質問をし、意見を述べ監査しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	96

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目、監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社と株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」といいます。）は、2020年1月31日付の「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインの経営統合に関する基本合意書及び経営統合に向けた資本業務提携契約締結のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、両社間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向けた協議を重ねてまいりました。このたび、両社は本経営統合を実施することについて合意に達し、2021年2月26日付で、経営統合契約等を締結いたしました。

なお、本経営統合の実施は、当社及びココカラファインそれぞれの株主総会の承認を前提としており、詳細につきましては、第5号議案「株式交換契約承認の件」のとおりでありますのでご参照ください。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、会社の支配に関する基本方針として、当社の経営権の主導に影響する買収として、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」もありますが、これが企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、このような買収行為を一概に否定するものではありません。

また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような買収の中には、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、企業価値・株主共同の利益に反する結果を与える可能性も否定できません。

このような状況のもと、当社は、買収者に対し、株主の皆様のご判断に必要な事項についての情報提供を求め、それに対する当社取締役会の意見を公表し、それらの情報をもとに株主の皆様が適切に検討できるだけの十分な内容と時間を確保すること、また、買収者との交渉の機会を確保すること、株主の皆様へ代替案を提示すること等により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保することが当社取締役会に課せられた重要な責務のひとつと認識しております。

以上の理由から、当社の更なる企業価値及び株主共同の利益の向上を図り、その取組みに全経営資源を集中させるためには、大規模買付行為やそれを前提とする買付提案を行う場合に関する一定のルールを定めておく必要があると考えております。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の株式に対して大規模買付行為が行われた場合、その大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損させるものでないかについて、株主の皆様が必要かつ十分な情報と相当な検討期間に基づき判断することができるようにするため、大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しております。直近では、2018年5月21日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を継続すること（以下「本プラン」といいます。）を決議し、2018年6月28日開催の第11回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

本プランの詳細につきましては、2018年5月21日付当社プレスリリースにて公表しておりますので、次の当社ウェブサイトにてご参照ください。

(<https://www.matsumotokiyoshi-hd.co.jp/CGI/news/view.cgi>)

- ③ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社では、本プランの設計に際して、以下の点を考慮しており、当社の基本方針に沿い、企業価値及び株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 株主意思の反映

本プランにより対抗措置の発動をする場合は、原則として、株主総会の決議に基づき行われます。また、本プランは、株主総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新されます。本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることから、株主の皆様のご意向が反映されるプランとなっております。

ロ. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）をすべて充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、当社との間に特別の利害関係を有していない社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・税理士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績のある経営者等から構成されるものとしております。

当社は、本プランの対抗措置の発動及び発動の中止については、独立委員会の勧告に従い、対応することといたします。これにより、当社取締役会の裁量を排除し、本プランの公正性を担保しております。

ニ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ご参考) 本プランの非更新（廃止）に関して

本プランの有効期間は、2021年6月29日に開催予定の第14回定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、本プランに関して、機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話において、本プランの必要性や更新の是非につき、様々なご意見をいただきました。それらのご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、これまでの当社の企業価値及び株主共同の利益の向上施策、その推移を踏まえ、取締役会で議論を重ねた結果、現在の当社にとっては本プランの必要性が低下しているものと判断し、2020年11月13日の取締役会において、本プランを更新せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	175,696	流動負債	84,887
現金及び預金	38,517	買掛金	55,515
受取手形及び売掛金	27,417	リース債務	1,981
商品	85,788	未払法人税等	5,660
貯蔵品	655	賞与引当金	3,872
未収入金	18,692	ポイント引当金	2,543
その他の他	4,687	その他の他	15,313
貸倒引当金	△62	固定負債	37,575
固定資産	193,227	長期借入金	18,400
有形固定資産	72,789	リース債務	3,319
建物及び構築物	24,493	繰延税金負債	4,430
土地	39,933	株式給付引当金	164
リース資産	5,045	役員株式給付引当金	39
建設仮勘定	119	債務保証損失引当金	349
その他の他	3,197	退職給付に係る負債	282
無形固定資産	8,891	資産除去債務	7,731
のれん	4,029	その他の他	2,857
その他の他	4,861	負債合計	122,462
投資その他の資産	111,546	(純資産の部)	
投資有価証券	66,897	株主資本	235,003
繰延税金資産	5,349	資本金	22,051
敷金及び保証金	37,766	資本剰余金	23,003
その他の他	1,623	利益剰余金	210,627
貸倒引当金	△89	自己株式	△20,679
		その他の包括利益累計額	11,415
		その他有価証券評価差額金	11,393
		退職給付に係る調整累計額	22
		新株予約権	43
		純資産合計	246,461
資産合計	368,924	負債・純資産合計	368,924

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		556,907
売上原価		374,811
売上総利益		182,096
販売費及び一般管理費		150,562
営業利益		31,533
営業外収益		
受取利息	88	
受取配当金	409	
受贈益	374	
固定資産売却益	1,080	
その他	693	2,646
営業外費用		
支払利息	44	
貸倒引当金繰入額	12	
現金過不足	17	
持分法による投資損失	0	
その他	13	88
経常利益		34,091
特別利益		
固定資産売却益	20	
投資有価証券売却益	354	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	197	572
特別損失		
固定資産除却損	175	
店舗閉鎖損失	130	
減損損失	427	
債務保証損失引当金繰入額	349	
新型コロナウイルス感染症による損失	960	
その他	3	2,046
税金等調整前当期純利益		32,617
法人税、住民税及び事業税	10,999	
法人税等調整額	49	11,049
当期純利益		21,568
親会社株主に帰属する当期純利益		21,568

連結株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	22,051	22,996	196,253	△20,707	220,593
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△7,194		△7,194
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			21,568		21,568
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		7		28	35
株主資本以外の項目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度変動額 合 計	－	7	14,374	27	14,409
当連結会計年度末残高	22,051	23,003	210,627	△20,679	235,003

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	8,667		8,667	43	229,304
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△7,194
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					21,568
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					35
株主資本以外の項目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	2,725	22	2,747		2,747

当連結会計年度変動額 合 計	2,725	22	2,747	－	17,156
当連結会計年度末残高	11,393	22	11,415	43	246,461

貸 借 対 照 表

(2021年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	142,830	流 動 負 債	115,874
現 金 及 び 預 金	33,605	買 掛 金	53,972
売 掛 金	82,935	短 期 借 入 金	19,016
商 品	1,441	リ ー ス 債 務	28
貯 蔵 品	398	未 払 金	18,487
前 払 費 用	524	未 払 法 人 税 等	268
短 期 貸 付 金	594	未 払 費 用	549
未 収 入 金	22,385	預 り 金	20,759
預 け 金	811	前 受 収 益	19
そ の 他 金	168	ポ イ ン ト 引 当 金	2,543
貸 倒 引 当 金	△34	そ の 他	229
固 定 資 産	174,373	固 定 負 債	23,260
有 形 固 定 資 産	5,525	長 期 借 入 金	18,400
建 物	1,215	リ ー ス 債 務	28
構 築 物	26	繰 延 税 金 負 債	4,222
船 舶	17	株 式 給 付 引 当 金	164
工 具 、 器 具 及 び 備 品	99	役 員 株 式 給 付 引 当 金	39
土 地	4,109	資 産 除 去 債 務	15
リ ー ス 資 産	56	債 務 保 証 損 失 引 当 金	349
無 形 固 定 資 産	3,917	そ の 他	41
商 標	2	負 債 合 計	139,134
ソ フ ト ウ エ ア	3,318	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	596	株 主 資 本	165,949
投 資 そ の 他 の 資 産	164,929	資 本 金	22,051
投 資 有 価 証 券	27,457	資 本 剰 余 金	75,783
関 係 会 社 株 式	137,041	資 本 準 備 金	22,832
長 期 前 払 費 用	271	そ の 他 資 本 剰 余 金	52,950
そ の 他 金	158	利 益 剰 余 金	88,794
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他 利 益 剰 余 金	88,794
		繰 越 利 益 剰 余 金	88,794
		自 己 株 式	△20,679
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,075
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,075
		新 株 予 約 権	43
		純 資 産 合 計	178,068

資 産 合 計	317,203	負 債 ・ 純 資 産 合 計	317,203
---------	---------	-----------------	---------

損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		372,268
販 売 上 原 価		360,320
販 売 上 総 利 益		11,947
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,737
営 業 損 失		790
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	11,770	
発 注 処 理 手 数 料	1,050	
そ の 他	77	12,901
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	91	
そ の 他	0	91
経 常 利 益		12,019
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	350	353
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	349	
そ の 他	9	360
税 引 前 当 期 純 利 益		12,012
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	440	
法 人 税 等 調 整 額	△8	431
当 期 純 利 益		11,580

株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	22,051	22,832	52,943	75,776	84,407	84,407	△20,707	161,527
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△7,194	△7,194		△7,194
当 期 純 利 益					11,580	11,580		11,580
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			7	7			28	35
株主資本以外の 項 目 の 当期変動額(純 額)								
当期変動額合計	－	－	7	7	4,386	4,386	27	4,421
当 期 末 残 高	22,051	22,832	52,950	75,783	88,794	88,794	△20,679	165,949

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合 計		
当 期 首 残 高	9,360	9,360	43	170,931
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△7,194
当 期 純 利 益				11,580
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				35
株主資本以外の 項 目 の 当期変動額(純 額)	2,715	2,715	－	2,715
当期変動額合計	2,715	2,715	－	7,136

当 期 末 残 高	12,075	12,075	43	178,068
-----------	--------	--------	----	---------

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月21日

株式会社マツモトキヨシホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 川 正 行 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 堀 一 英 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀧 野 恭 司 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツモトキヨシホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は2021年4月28日に開催した取締役会の決議に基づき、経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年 5 月21日

株式会社マツモトキヨシホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 川 正 行 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 堀 一 英 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀧 野 恭 司 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツモトキヨシホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重

要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は2021年4月28日に開催した取締役会の決議に基づき、経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

株式会社マツモトキヨシホールディングス 監
査 役 会

常勤監査役 本 多 寿 男 (印)

社外監査役 小 池 徳 子 (印)

社外監査役 渡 辺 昇 一 (印)

(注) 監査役小池徳子、渡辺昇一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

業務の適正を確保するための
体 制

業務の適正を確保するための
体 制 の
運 用 状 況 の 概 要

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第14期（2020年4月1日～2021年3月31日）

株式会社 **マツモトキヨシ** ホールディングス

業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備に関する基本方針は、以下のとおりです。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めます。

この基本方針は、当社及びグループ会社（当社の子会社をいいます。以下同じ。）のすべての役員（取締役及び監査役をいいます。以下同じ。）及び従業員に適用されるものとします。

当社及びグループ会社を総じて「グループ全社」といいます。

1. グループ全社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス遵守をグループ経営理念実現のための基盤構築の一つとして掲げ、コンプライアンス規程その他の社内規程を整備して、コンプライアンス重視のための基本方針、行動規範、推進体制等を明らかにし、取締役自ら率先してこれを遵守するとともに、グループ全社の役員及び従業員への周知徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
- ② 当社は、グループ全社のコンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として、内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置するものとします。
- ③ コンプライアンス・リスク委員会は、特に、コンプライアンスへの取組み状況等を定期的に当社の取締役会へ報告します。
- ④ 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対する監視・監督機能を確保します。
- ⑤ 当社は、グループ全社の役員及び従業員に対して、コンプライアンス研修を定期的 to 実施するとともに、行動規範を示した「マツモトキヨシグループ行動規範」を配付してコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑥ 当社は、グループ全社の内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用窓口（ヘルプライン）を設置します。
- ⑦ 内部統制統括室は、グループ会社に対しても定期的に内部監査を実施します。
- ⑧ 取締役及び従業員の法令やコンプライアンス規程その他の社内規程に違反する行為が発見された場合は、懲罰規程に基づき適正に処分を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、グループ文書管理規程及びグループ内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。
- ② 当社は、グループ内部情報管理規程に基づく情報セキュリティ委員会にて、内部の情報管理・運用について、これを適正かつ厳格に行うものとします。

3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程に基づき、グループ全社のリスク管理体制を整備し、リスク管理・運用体制・整備状況等を監査します。
また、内部統制統括室は、コンプライアンス・リスク委員会にて、定期的にグループ全社のリスク管理への取組み状況等を報告します。
- ② 当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合に備えて、グループ全社の緊急時対応規程を整備します。

4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定します。
- ② 当社は、重要事項を検討・決議する機関として、株主総会・取締役会・経営会議を設置します。経営会議を活用することで意思決定の迅速化とスピード経営を実現します。
また、機動的な協議機関として、プロジェクト・タスクフォース・委員会等を設置し、関係部門・関係者が参加し、喫緊の課題や問題点へ迅速に対応します。
- ③ 当社は、グループ会社の担当部署と経営戦略・財務戦略・人事戦略等重要事項に関して、機能別会議にて協議を行うものとします。
- ④ 当社及びグループ会社は、相互の人事交流を積極的に行い、人的資源の有効活用を図るものとします。
- ⑤ 当社及びグループ会社は、グループ全社の職務の執行が効率的に行われるようIT技術を活用し、システム統合等IT化の推進に努めるものとします。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程を作成し、グループ会社を管理する体制を整備します。
- ② グループ会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとします。
- ③ 当社は、定期的にグループ社長会を開催し、グループ会社から業務執行状況について報告を受け、グループ会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行うものとします。
- ④ 当社は、グループ会社取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の業務執行を監視します。派遣された取締役及び監査役は、業務執行について、グループ方針に沿った経営に努めるものとします。
- ⑤ グループ会社は、取締役会にて重要な決議をする場合、事前に当社の決裁を得るものとします。
- ⑥ 内部統制統括室は、グループ会社と内部監査状況について意見交換を行い、問題点等の情報を共有します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を配置し、監査役の職務を補助することとします。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとします。

また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制とします。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第6項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有します。

9. 監査役への報告体制

- ① 当社の監査役は、当社の取締役及び従業員から、法令で定められた事項のほか、取締役会・経営会議の付議事項、内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・リスク委員会の審議事項その他内部統制の状況等当社の重要事項につき、報告を受けるものとします。
- ② 当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為が生じた場合は、直ちに当社の監査役会に報告します。
- ③ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で報告します。
- ④ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、報告することができます。
- ⑤ 当社は、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないようグループ全社の取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備します。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。但し、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければなりません。

11. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会・経営会議・グループ社長会・コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めることができます。
- ② 当社の監査役は、代表取締役・取締役・会計監査人及び従業員それぞれとの間で、随時情報収集や意見交換をすることができます。
- ③ 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、弁護士・公認会計士・税理士その他外部専門家との連携を図ることができます。

12. 財務報告の信頼性確保のための体制

グループ全社は、金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保します。

13. 反社会的勢力への対処

- ① グループ全社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行いません。
- ② 当社は、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等外部の機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。
- ③ グループ全社は、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携し、組織全体で法律に則した対応をします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. グループ全社のコンプライアンス及びリスクマネジメントについて

グループ全社は、グループ経営理念「1st for You. あなたにとっての、いちばんへ。」、経営の基本方針、経営ビジョン、経営目標、経営戦略の実現のための基盤となる、コンプライアンス重視の風土の醸成、リスクマネジメントへの意識付向上のため以下の取組みを実施しております。

- ① グループ全社は、全てのベースとなる考え方・価値観である「マツモトキヨシ経営基本理念」、法令と社会倫理の遵守について特に留意すべき事項をまとめた「マツモトキヨシグループ行動規範」、あるべき行動・価値観・組織のあり方を示した「マツモトキヨシWAY」及び企業としての社会的役割・存在意義を示す「グループ経営理念」を定めており、階層に応じた研修を通じて、その浸透を図り、また、行動面における評価制度に反映し、その実効性を高めております。
- ② 当社は、コンプライアンス規程、リスク管理規程に基づき、グループ全社としてコンプライアンスやリスクへの対応を行っております。また、リスクが顕在化した場合に備えて、緊急時対応規程を整備しております。

- ③ 当社は、グループ全社の企業活動における法令等の遵守と高い倫理観の確保及びグループ全社のリスク管理体制を推進するためにコンプライアンス・リスク委員会を定期的に開催し、その状況を当社の取締役会へ報告しております。
- ④ 当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の意見や情報を交換する場として、社外役員での会合を定期的に開催しております。
- ⑤ 当社は、内部統制を推進するための組織として内部統制統括室を設置しております。内部統制統括室は、グループ全社に対して内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、重大と判断される事項を確認した場合は、取締役会に報告することとしております。内部統制統括室は、グループ各社への往査やミーティング等により意見交換や情報共有を行い、監査の精度向上を図っております。
- ⑥ 内部通報制度につきましては、グループ内部通報制度運営規程に基づき、外部機関との連携による専用窓口（ヘルプライン）を設置しております。その他、ハラスメント相談窓口等の複数の窓口を設けています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を含む各種情報について、グループ文書管理規程、グループ内部情報管理規程を整備し、グループ会社はこれらの規程に基づき情報管理を行っております。また、情報管理・運用を適切に行うために情報セキュリティ委員会を開催し、情報管理に関する問題点等の対策について検討を行っております。

3. グループ全社の取締役の職務の効率的執行の確保について

- ① 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期経営計画及び年度事業計画を策定し全社的な目標を設定し、取締役会で承認を受けております。各グループ会社ではこれらの計画を周知徹底し、各社の特性等を踏まえた自律的な経営を行っております。
- ② 当社は、株主総会・取締役会の他、経営会議やコンプライアンス・リスク委員会、情報セキュリティ委員会等を、また、目的別のプロジェクト等を設置し、意思決定の迅速化や喫緊の課題への対応を図っております。
- ③ 当社グループの各機能に応じた、グループ全社の機能別会議の実施、グループ全社での人事交流、システム統合等により、職務執行の効率性を高めております。

4. その他グループ全社の業務の適正の確保について

- ① ホールディングス体制の当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社へ取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の監督及び監査をしております。
- ② 当社は、定期的にグループ社長会を開催し、当社とグループ会社間での重要事項の報告や協議を行っております。
- ③ 関係会社管理規程において、グループ会社が当社の事前承諾を必要とする事項や当社への報告事項を定め、グループ会社の重要事項は、当社取締役会、経営会議等で事前に審議をしております。
- ④ グループ会社の取締役会、経営会議の状況は、毎月当社取締役会へ報告しております。

5. 監査役の職務の実効性の向上について

- ① 監査役は、取締役会・監査役会へ出席し、常勤監査役はそれに加えて、経営会議、営業会議、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議へ出席し、また、全ての稟議書その他重要な書類の報告を受け、さらに内部統制システムに関する情報を適時に受領し、監査を行っています。
- ② 監査役は、会計監査人との連携を図るとともに、内部統制・内部監査部門及びグループ会社の監査役との定期的な情報交換等を行い、また、適宜、取締役及び部門の執行責任者と法令遵守、リスク管理や経営課題について意見交換等を行い、監査の更なる実効性向上に努めております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 12社
- ・ 連結子会社の名称
 - (株)マツモトキヨシ
 - (株)マツモトキヨシ東日本販売
 - (株)ぱぱす
 - (株)マツモトキヨシ甲信越販売
 - (株)マツモトキヨシ中四国販売
 - (株)マツモトキヨシ九州販売
 - (株)マツモトキヨシファーマシーズ
 - (株)マツモトキヨシホールセール
 - (株)マツモトキヨシアセットマネジメント
 - (株)エムケイプランニング
 - (株)マツモトキヨシ保険サービス
 - MKCF分割準備(株)

・ 非連結子会社の数

3社

・ 非連結子会社の名称

台湾松本清股份有限公司
マツモトキヨシ香港株式会社
マツモトキヨシベトナムジョイントストックカンパニー
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 関連会社の数 1 社
- ・ 関連会社の名称 (株)ココカラファイン

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 台湾松本清股份有限公司
マツモトキヨシ香港株式会社
マツモトキヨシベトナムジョイントストックカンパニー
- ・ 関連会社の名称 Central & Matsumotokiyoshi Ltd.
(セントラル&マツモトキヨシ リミテッド)
- ・ 持分法を適用しない理由 非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・小売事業会社

主として売価還元法による低価法を採用しております。

・卸売事業会社

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

ロ. 無形固定資産及び長期前払費用

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

ヘ. 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の
計上基準

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、その他の連結会社は、確定拠出型の制度を採用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

2. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	連結損益計算書計上額（百万円）
減損損失	427

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額427百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しております。重要性の高い資産グループの不動産についての正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく不動産鑑定士による評価額を基準とし、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.9%で割り引いて算出しております。

キャッシュ・フローの見積り期間について、主要な資産が土地の場合は20年、主要な資産が土地以外の場合は、主要な資産の経済的残存使用年数を見積り期間としております。ただし残存年数が20年以上の場合は20年とし、5年未満の場合は5年としております。

また、キャッシュ・フローの見積り方法は、資産グループ毎に営業利益を見積りの上、必要な項目を加減算する方法で、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が再発出されたことから、繁華街や都心店舗を中心に客数が減少するとともに前年同期にあったマスク、除菌関連商品、ティッシュペーパー等の紙製品や食品の特需が落ち着き、特需の反動を受けました。一方で、花粉症関連薬、スキンケアなどの商品を中心に医薬品と化粧品は回復基調となりました。また、インバウンド売上は出入国制限等の影響により、大きく減少しております。

当社グループにおいては、免税売上・都市部の人出については2022年3月期末までに新型コロナウイルス感染症流行前の状態へ回復するものと想定し、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

66,185百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	109,272千株	－千株	－千株	109,272千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 の株式数	当連結会計年度増加 株式数	当連結会計年度減少 株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	6,627千株	0千株	9千株	6,618千株

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式127千株が含まれております。
2. 当連結会計年度増加株式数0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 当連結会計年度減少株式数9千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8千株、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,597百万円
・1株当たり配当額	35円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月29日

ロ. 2020年11月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,597百万円
・1株当たり配当額	35円
・基準日	2020年9月30日
・効力発生日	2020年12月2日

(注) 1. 2020年6月26日開催の定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2020年11月13日開催の取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2021年6月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	3,597百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	35円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月30日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	40,600株
------	---------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役に報告されております。

不動産賃借等に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

長期借入金金は株式会社ココカラファインとの経営統合を目的とした資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	38,517	38,517	－
② 受取手形及び売掛金	27,417		
貸倒引当金（＊1）	△26		
	27,390	27,390	－
③ 未収入金	18,692		
貸倒引当金（＊1）	△16		
	18,676	18,676	－
④ 投資有価証券			
関係会社株式	39,242	51,118	11,876
その他の有価証券	26,925	26,925	－
	66,168	78,044	11,876
⑤ 敷金及び保証金	37,766		
貸倒引当金（＊1）	△23		
	37,742	38,013	271
資産計	188,496	200,643	12,147
① 買掛金	55,515	55,515	－
② 長期借入金	18,400	18,395	△4
負債計	73,915	73,911	△4

（＊1）受取手形及び売掛金、未収入金、敷金及び保証金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値

から、貸倒引当金を控除して算定しております。

負債

① 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等	728

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「④投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	2,400円47銭
(2) 1株当たりの当期純利益	210円12銭

9. 重要な後発事象

(経営統合に関する吸収分割契約等の締結)

当社と株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」とする。）は、2021年2月26日両社の間の経営統合に係る経営統合契約及び本経営統合のための一連の取引の一環として当社を株式交換完全親会社とし、ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換に係る株式交換契約の締結をしております。また、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、株主総会で決議されることを前提に本経営統合のための一連の取引の一環として以下の新設分割計画の作成及び吸収分割契約の締結をいたしました。

- ① 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、当社を分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキヨシグループを設立する新設分割に係る新設分割計画。
- ② 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、当社を分割会社、2021年2月18日に設立した当社の全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」とする。）を承継会社として、当社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ③ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、当社を承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ④ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、当社の全額出資子会社であるシナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ⑤ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインの完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」とする。）を分割会社、当社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ⑥ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産及び長期前払費用

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、該当がないため計上しておりません。

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき将来使用されると見込まれる額を計上しております。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ④ 株式給付引当金 | 当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。 |
| ⑤ 役員株式給付引当金 | 当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。 |
| ⑥ 債務保証損失引当金 | 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 |
| (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,627百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 76,037百万円

② 短期金銭債務 53,357百万円

③ 長期金銭債務 10百万円

(3) 偶発債務

① (株)マツモトキヨシ東日本販売の一部の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。なお、連帯保証の対象となる契約の契約満了までの賃料総額は225百万円であります。

② 以下の会社のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、当事業年度末の保証債務限度額は次のとおりであります。

会社名	保証債務限度額
(株)マツモトキヨシ	3,150百万円
(株)マツモトキヨシ東日本販売	710百万円
(株)ぱぱす	310百万円
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	791百万円
(株)マツモトキヨシ中四国販売	505百万円
(株)マツモトキヨシ九州販売	890百万円
(株)マツモトキヨシファーマシーズ	362百万円
合 計	6,718百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

・営業収益	371,116百万円
・販売費及び一般管理費	308百万円

(2) 営業取引以外の取引高 11,426百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,627千株	0千株	9千株	6,618千株

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式127千株が含まれております。
2. 当連結会計年度増加株式数0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 当連結会計年度減少株式数9千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8千株、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少0千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	774百万円
固定資産（含む減損損失）	576百万円
関係会社株式	431百万円
未払費用	147百万円
債務保証損失引当金	106百万円
未払事業税	58百万円
株式給付引当金	50百万円
投資有価証券	11百万円
その他	55百万円
繰延税金資産小計	2,212百万円
評価性引当額	△1,126百万円
繰延税金資産合計	1,085百万円
繰延税金負債	
投資有価証券	△5,287百万円
その他	△20百万円
繰延税金負債合計	△5,307百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△4,222百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
受取配当金等の益金不算入額	△28.3%
交際費等の損金不算入額	0.4%
評価性引当額の増減	0.8%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.6%

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称又は 氏名	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員が議決権 の過半数を所 有している会 社等	(株)パロン商 事	50	不動産の 管理	被所有 0.0%	—	当社 事務所 等の 賃借	建物の賃借 (注)	54	敷金及び 保証金	10
役員の近親者	松本鉄男	—	当社代表 取締役会長 の実弟	—	—	当社 事務所 等の 賃借	建物の賃借 (注)	22	—	—
役員の近親者	松本恵子	—	当社代表 取締役会長 の実弟の配 偶者	被所有 0.9%	—	当社 事務所 等の 賃借	建物の賃借 (注)	31	敷金及び 保証金	10

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

賃借料は不動産鑑定評価・近隣の地代等を参考にし、同等の価格によって決定しております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)マツモトキヨシ	21,086	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	5名	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	7,148	売掛金	47,002
							商品の販売(注)2	235,830	未払金	8,269
									預り金	14,268
						資金の管理	資金の貸付・借入(注)3 利息の支払(注)3	8,335 31	短期借入金	8,335
子会社	(株)マツモトキヨシ東日本販売	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	—	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	680	売掛金	5,773
							商品の販売(注)2	28,927	未払金	1,131
子会社	(株)ぱぱす	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	—	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	718	売掛金	4,638
							商品の販売(注)2	23,730	未払金	985
子会社	(株)マツモトキヨシ甲信越販売	100	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	—	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	771	売掛金	5,624
							商品の販売(注)2	30,170	未払金	920

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱マツモトキヨシ九州販売	352	医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売	所有直接100%	－	経営管理・業務の受託及び商品の販売	経営管理・業務受託料の受領(注)1	468	売掛金	4,162
							商品の販売(注)2	21,399	未払金	847
子会社	㈱マツモトキヨシホールセール	100	P B 商品の企画・開発他	所有直接100%	2 名	資金の管理	資金の貸付・借入(注)3 利息の支払(注)3	3,662 9	短期借入金	3,662

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理・業務の受託については、持株会社である当社の運営費用相当額を連結子会社から応分に収受しております。
2. 商品の販売については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
3. 資金の管理については、キャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、取引金額は期末残高を記載しております。また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,734円22銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 112円82銭 |

10. 重要な後発事象

(経営統合に関する吸収分割契約等の締結)

当社と株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」とする。）は、2021年2月26日両社の間の経営統合に係る経営統合契約及び本経営統合のための一連の取引の一環として当社を株式交換完全親会社とし、ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換に係る株式交換契約の締結をしております。また、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、株主総会で決議されることを前提に本経営統合のための一連の取引の一環として以下の新設分割計画の作成及び吸収分割契約の締結をいたしました。

- ① 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、当社を分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキヨシグループを設立する新設分割に係る新設分割計画。

分割する部門の経営成績（2020年4月1日～2021年3月31日）

	分割する部門の実績 (a)	マツモトキヨシホールディングスの実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	－	360,593百万円	－

分割する資産、負債の項目及び帳簿価額（2021年3月31日時点）

資産		負債	
流動資産	1百万円	流動負債	7百万円
固定資産	101,487百万円	固定負債	362百万円
合計	101,488百万円	合計	370百万円

- ② 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、当社を分割会社、2021年2月18日に設立した当社の全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」とする。）を承継会社として、当社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

分割する部門の経営成績（2020年4月1日～2021年3月31日）

	分割する部門の実績 (a)	マツモトキヨシホールディングスの実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	360,593百万円	360,593百万円	100.00%

分割する資産、負債の項目及び帳簿価額（2021年3月31日時点）

資産		負債	
流動資産	106,345百万円	流動負債	95,586百万円
固定資産	5,848百万円	固定負債	43百万円
合計	112,194百万円	合計	95,629百万円

- ③ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、当社を承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ④ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、当社の全額出資子会社であるシナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ⑤ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインの完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」とする。）を分割会社、当社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ⑥ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。